２０２０年２月版

ＮＥＤＯ国際部

提案者各位

**「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」**

**の実証前調査以降の実施内容及び実施にあたっての手続きに係る説明（参考）**

実証要件適合性等調査に採択された事業者がステージゲート審査を経て実証前調査に移行した場合、業務の適切な実施の観点から、下記に沿って手続き及び助成事業の実施をお願いすることを予定しています。これらの内容は今後変更の可能性があり、変更される場合は本調査に採択された事業者にご連絡します。なお、公募要領に記載のクライテリアに基づいて委託での実施が認められた場合は、別途個別に仕様書を提示します。

**目次**

[１．事業の実施手続き 3](#_Toc32594612)

[２．実証前調査の実施内容 3](#_Toc32594613)

[１） 対象国・地域のエネルギーや市場に関する基礎情報 4](#_Toc32594614)

[２） 対象技術 4](#_Toc32594615)

[① 対象技術の詳細 4](#_Toc32594616)

[② 実証機器のスペック（仕様、規模、構成、性能） 4](#_Toc32594617)

[③ 原油削減効果及び温室効果ガス排出削減効果 4](#_Toc32594618)

[３） 実証研究の計画 4](#_Toc32594619)

[① 実証サイト 4](#_Toc32594620)

[② 実証サイト等との間で締結する契約文書（仮にＰＡと呼ぶ）原案 5](#_Toc32594621)

[③ 実証研究のスケジュール 5](#_Toc32594622)

[④ 実証研究に必要な予算 6](#_Toc32594623)

[⑤ 実証研究中及び実証研究後の実証設備の取扱い 6](#_Toc32594624)

[４） 実証研究を実施する上で必要な手続き 6](#_Toc32594625)

[① 許認可の種類と取得方法 6](#_Toc32594626)

[② 適合が必要な標準・規格や認証制度 6](#_Toc32594627)

[③ 輸送・通関手続き 6](#_Toc32594628)

[④ 安全保障輸出管理（外為法） 6](#_Toc32594629)

[⑤ 課される可能性がある税制、申告・納付の手続き 6](#_Toc32594630)

[⑥ 実証に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保 6](#_Toc32594631)

[⑦ 実証研究を所管する官庁の特定と協力の取り付け 6](#_Toc32594632)

[⑧ その他、必要と考えられる事項 7](#_Toc32594633)

[５） リスクマネジメントガイドラインのリスク管理シート 7](#_Toc32594634)

[６） 実証研究で達成を目指す成果目標 7](#_Toc32594635)

[① 技術的な成果目標 7](#_Toc32594636)

[② 政策・制度及び標準・規格に関する成果目標（任意） 7](#_Toc32594637)

[③ その他の成果目標（任意） 7](#_Toc32594638)

[７） 対象技術の普及可能性 7](#_Toc32594639)

[８） 波及効果 7](#_Toc32594640)

[① 対象国・地域における波及効果 7](#_Toc32594641)

[② 日本における波及効果 7](#_Toc32594642)

[３．事業化評価 8](#_Toc32594643)

[４．実証サイト等との合意文書の締結 9](#_Toc32594644)

[５．実証研究 9](#_Toc32594645)

[６．フォローアップ 10](#_Toc32594646)

[７．報告書 11](#_Toc32594647)

[８．成果報告 11](#_Toc32594648)

[９．事後評価及び追跡調査 11](#_Toc32594649)

別紙１　日本側と相手国側の役割分担について

別紙２　ステージゲート審査／事業化評価／フォローアップ審査において重視するポイント（審査基準）（予定）

# １．事業の実施手続き

実証要件適合性等調査（委託）の終了時のステージゲート審査を経て、実証前調査（助成）への移行が認められた者（以下、「助成事業者」と言う。）は、実証前調査を行うための交付申請書をＮＥＤＯに提出し、ＮＥＤＯからの交付決定を受ける。

# ２．実証前調査の実施内容

実証前調査では、実証研究が成立するために必要と考えられる情報を様々な角度から収集・分析し、実証研究が成立し得るかを検証します。また、実証研究への移行の可否は、実証前調査の結果を外部有識者による事業化評価委員会とＮＥＤＯ内の契約・助成審査委員会の二段階で審議（図１の「事業化評価」を参照）し、決定します。よって、一回目の交付申請では、事業化評価実施時期（事業化評価委員会と契約・助成審査委員会の開催見込日）まで（図１の「当初交付決定期間」を参照）に実施する事項についての助成金を申請してください。申請は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程※の様式を用いてください。なお、この当初交付決定期間は原則１年以内で、やむを得ない事情が発生した場合、かつＮＥＤＯが認めた場合に限って６カ月までの延長が可能です。

※　<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html>

原則１年以内、半年延長可

図１：国際実証事業（助成）進め方のイメージ

NEDO

助成先

事業化評価

交付決定

承認

MOU／PA※

締結

変更

申請

承認

実証

当初交付決定期間

（事業化評価実施時期まで）

実証前

調査

交付

申請

１回目延長後交付決定期間（合意文書/契約書締結まで）

承認

ステージゲート

審査

実証要件適合性等

調査

フォローアップ

変更

申請

変更

申請

事後評価

追跡調査

２回目延長後交付決定期間（実証研究の完了まで）

３回目延長後交付決定期間（フォローアップの完了まで）

※NEDOと相手国との合意文書を仮にMOU（Memorandum of Understanding）、

助成先と実施サイト等との契約文書を仮にPA（Project Agreement）という。

課題設定型産業技術開発費助成金交付申請書（様式第１）と共に提出していただく助成事業内容等説明書（添付資料１）と助成事業実施計画書（添付資料２）に、実証前調査で実施する以下の事項を記載してください。記載していただいた内容に沿って実証前調査を実施していただき、実施状況報告書※としてとりまとめていただきます。

※　課題設定型産業技術開発費助成金交付規程　第９条第１項８号

　　助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

＜実証前調査で調査・検討を行う事項＞

1. 対象国・地域のエネルギーや市場に関する基礎情報

以下の基礎情報について詳細な調査（ただし、対象技術の普及可能性の詳細な検討に当たって必要な内容に限る）。

* エネルギーミックス・需給、インフラやエネルギー賦存
* 関連市場・産業構造
* エネルギー政策上の課題や関連政策・計画
* 対象技術に関する現地のニーズ（誰が何を欲しているか等）

1. 対象技術
2. 対象技術の詳細

* 対象技術の仕様（文字・数値データ、写真、図表など客観的な根拠を用いた説明）
* 対象国・地域の現状に合わせて必要な変更・カスタマイズの内容
* 既に販売している技術を対象とする場合は、販売実績（国・地域、顧客等）
* 既に販売している技術（構成技術）を組み合わせた技術を対象とする場合は、構成技術の詳細・販売実績、組み合わせの方法
* まだ、販売していない技術を対象とする場合は、自社における位置付け・段階（研究開発段階、自社工場で実証済み　等）
* 対象技術又は類似技術が導入されている（される予定がある）場合は、当該導入技術と差別化するために必要な内容
* ライセンス関係で特記すべきこと等、対象技術の詳細を説明するのに必要な事項
* コア技術の知財の取得状況（なお、知財に関して注意すべき事項があれば説明を行うこと）

1. 実証機器のスペック（仕様、規模、構成、性能）

* 実証機器のスペックの検討・決定及び決定の理由・根拠
* 一部の機器についてグローバル調達をする場合は、その理由※

※　ハード機器の販売ではなく、ソフト・システムの販売が主な事業モデルの場合、又は、実証研究で検証したい技術（対象技術）の周辺技術の場合、グローバル調達も可。

1. 原油削減効果及び温室効果ガス排出削減効果

* 実証研究のスペックを踏まえた原油削減効果（万kL/年）及び温室効果ガス排出削減効果（t-CO2/年）の詳細検討

1. 実証研究の計画
2. 実証サイト

* 実証サイト候補の詳細調査（事業内容、拠点、財務状況、人材など）※１
* 実証サイトとして適切な実証サイト候補の決定※２及び決定の理由・根拠
* 実証サイト候補との役割・コスト分担案の検討・決定※３

※１　複数の候補についての調査、比較。比較できるだけの充分なデータや特段の理由があれば、全ての候補について同じ深度で調査する必要は無い。

※２　実証サイト（相手国企業）とのＰＡ締結は実証研究の実施が決定した後となるため、外部有識者による事業化評価に合格することがＰＡの締結及び実証研究の実施の前提である旨を実証サイト候補に理解いただくように注意。

※３　実証研究に必要であっても、実証研究要素が無い土木建築等の費用は助成金の対象とならない場合があるので、事前にＮＥＤＯに確認すること。

1. 実証サイト等との間で締結する契約文書（仮にＰＡと呼ぶ）原案

以下は、標準的な項目であり、必要に応じて変更し、作成。

* 事業の目的と範囲
* 設備の基本・詳細仕様（図面）
* 業務の内容と分担・費用負担の詳細
* 実証サイトの予算措置及び費用負担義務
* スケジュール及びその管理方法（双方にプロジェクトマネージャーを置く、権限を明確にする、進捗共有会議を開催する等）
* スケジュールの遅延や事業遂行上の課題が発生した時の対応策（罰則、遅延損害金等）
* 性能試験結果の確認条件
* 実証研究開始時、期間中及び終了後の資産取扱い
* 取得資産が処分制限期間中も運転され、ショーケースとしての機能を果たすこと（メンテナンスを含む義務、付保等）

1. 実証研究のスケジュール

以下に、標準的な項目を示す。必要に応じて追加・削除・変更をすること。実証前調査では、これらの項目に沿ってスケジュール（いつまでに誰が何をするか）を検討する。

1) 実施サイト等との間で締結する契約文書の内容の調整及び合意

実施サイト等との間で締結する契約文書（仮にＰＡと呼ぶ）は、実施計画書のとおりに実証研究が実施されるために必要なツールであることから、 ＮＥＤＯの事業管理の一環で、ドラフトの段階からＮＥＤＯと共有して頂くことに留意。

2) 現地調査、基本設計、詳細設計

対象設備（対象技術）の設計、機械、計装／システム、電気設備等の基本設計、詳細設計。内容によっては、１）と順番が前後する場合があり得る。

3) 1) の締結

ＰＡは、ＭＯＵと補完関係にあることから、ＭＯＵの締結と同時期に行うことに留意。

4) 調達、製作、輸送

機器の調達、製作及び輸送。なお、付保費用は助成の対象とはならないことに留意。

5) 現地組立工事、土木建築工事

実証サイトにおいて、機器据付・配管工事、電気計装工事、土木・建築工事、その他必要な工事を実施する。土木建築工事を相手国側が担当する場合は、必要に応じて日本側のＳＶ（Supervisor、指導員）を派遣し、指導する。日本と施工の方法が異なる場合があるので留意すること。

6) 教育・訓練

実証サイトの運転要員に対象設備の運転、維持管理に関する教育・訓練を実施する。

7) 試運転、実証運転

試運転、実証運転を実施し、実証研究に必要なデータを取得する。取得したデータに関しては実証サイト企業等と共有し、実証サイト等と事前に合意した性能が確認されたことについて書面を取り交わす。

8) 検証、考察

実証運転の結果を分析し、実証前調査で検討した原油削減効果や普及可能性等に変更が無いか、事業化評価で指摘された事項が解決されているかについて検証し、考察する。

9) 普及活動

効果的なタイミングで竣工式やセミナー等を開催し、実証研究の成果を広くＰＲする。

1. 実証研究に必要な予算

実証機器のスペック、実施サイトとの役割分担を踏まえた実証研究に必要な予算案の詳細検討及びその根拠の明確化。

なお、実証研究における実際の交付決定額は、本予算案を基に、積算の妥当性や「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」に係る政府予算額等を踏まえて、事業化評価で検討することとなります。

1. 実証研究中及び実証研究後の実証設備の取扱い

実証研究後の事業モデルを念頭に、実証研究中及び終了後に実証設備を誰が所有するか、実証設備にどのような費用がかかるかについて検討。具体的には、以下の通り。

* 実証中、実施者が資産を所有するのか、リース等を活用するのか
* 実証研究後、実施者が保有して継続運転するのか、事業を担うＳＰＣ（Special Purpose Company）へ譲渡やリースするのか
* 実証研究中及び実証研究後に課される可能性のある固定資産税、法人税、付加価値税等
* 対象国・地域において、資産が恒久的施設（PE）として認定される可能性がある場合、その対応策
* 運転やメンテナンス等に係る費用等

なお、実証研究後、処分が制限された資産を処分制限期間内に「助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合（交付規程上処分と定義）」は交付規程等に基づいた対応が求められることに留意。

1. 実証研究を実施する上で必要な手続き

以下の項目について、調査・検討。

1. 許認可の種類と取得方法
2. 適合が必要な標準・規格や認証制度
3. 輸送・通関手続き
4. 安全保障輸出管理（外為法）
5. 課される可能性がある税制、申告・納付の手続き
6. 実証に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保
7. 実証研究を所管する官庁の特定と協力の取り付け
8. その他、必要と考えられる事項
9. リスクマネジメントガイドラインのリスク管理シート

実証要件適合性等調査終了時のステージゲート審査の際に作成した国際実証におけるリスクマネジメントガイドラインのリスク管理シートの更新

1. 実証研究で達成を目指す成果目標
2. 技術的な成果目標

* 本事業を通じて解決したい技術的な課題と成果目標を詳細に検討（定量的な目標を含む）
* 目標達成に向けた具体的活動を検討

1. 政策・制度及び標準・規格に関する成果目標（任意）

* 対象技術の普及に資する相手国・地域での支援政策や制度又は新規標準・規格の実現などに関する成果目標を詳細に検討
* 目標達成に向けた具体的活動を検討

1. その他の成果目標（任意）

* 人材育成並びに対象技術及び企業の認知度向上など、その他、本実証研究を通じて期待する成果目標を詳細に検討
* 目標達成に向けた具体的活動を検討

1. 対象技術の普及可能性

実証要件適合性等調査終了時のステージゲート審査の際に作成した経済性評価に関する提案書の更新

1. 波及効果
2. 対象国・地域における波及効果

* 当該技術の普及による相手国のエネルギー消費量の抑制、脱炭素化・エネルギー転換への貢献
* 社会的・公共的な意義（インフラ整備、人材育成等）
* 当該技術の普及による新たな政策の形成への寄与

1. 日本における波及効果

* 海外でのエネルギー消費の抑制を通じた日本のエネルギー安全保障への寄与、海外での実証の知見を活かした日本のエネルギー消費量の抑制又は脱炭素化・エネルギー転換への寄与、海外との協力を通じた我が国の安定的な資源確保等、日本のエネルギー政策への貢献
* 日本の産業競争力や技術力の向上、産業界の育成への貢献
* 社会的・公共的な意義（相手国との協力関係構築、人材育成等）

実証前調査の実施方法（実証研究の実証方法と共通）

* 文献等を用いた調査に加え、現地関係者へのヒアリングや意見交換等により実施する。原則、議事録等の書面を残すこと。
* ＮＥＤＯが相手国の政府機関等と協議する際の同席や、各種会合（ＭＯＵの調整、各種イベント等）での発表を依頼することがある。また、相手国政府機関等との協議の結果、調査の重点項目等について変更の検討をお願いする場合がある。
* ＮＥＤＯが実証前調査の実施状況を把握できるよう、定期的（月１回程度）にＮＥＤＯへ報告し、必要に応じて打ち合わせを行う。打ち合わせについては議事録を作成し、その内容についてＮＥＤＯの確認を得る。
* 海外現地調査の際は、事前に対処方針についてＮＥＤＯと協議し、合意する。現地調査の結果は速やかにＮＥＤＯと共有する。また、現地を所管するＮＥＤＯ海外事務所等がある場合は、事前に対処方針を共有し、結果についても速やかに共有する。
* 現地の調査やヒアリングについては、ＮＥＤＯ担当者が同行する場合がある。
* ＮＥＤＯは交付規程に基づき、根拠条項を明示したうえで指示を行うことがある。
* 外務省海外安全情報において、調査対象予定地域が危険情報レベル２以上に指定された場合は、現地調査を見合わせ、実証前調査の進め方についてＮＥＤＯと協議する。

# ３．事業化評価

　実証前調査の結果を踏まえ、事業化評価のポイント（別紙）に沿って、事業化評価書（実証要件適合性等調査終了時のステージゲート審査に使用した提案書に準ずる様式）を取りまとめ、外部有識者による事業化評価委員会及びＮＥＤＯ内の契約・助成審査委員会による二段階の審査（事業化評価）で、実証に移行するかどうかを決定します。事業化評価に係る経費の取扱は、課題設定型産業技術開発費助成事業の事務処理マニュアル※に従ってください。

※　<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html>

重要！

事業化評価用に作成していただく事業化評価書には、ＰＡ（及びＭＯＵ）の締結予定日を含め、実証研究のスケジュールを記載していただきます。事業化評価の結果、実証研究へ移行することが判断された場合、できるだけ速やかにＰＡを締結し、実証研究を開始することが望ましいです。

したがって、事業化評価の時点で確認したＰＡ（及びＭＯＵ）の締結予定日から

①６カ月以上遅れる場合：

　「2.４）実証研究を実施する上で必要な手続き」に示す事項や事業環境等、事業実施の前提となる条件に変更がないかリスク管理シートを事業者が総点検し、実証研究の中止に繋がり得るリスクが判明した時は、実証研究を実施することの是非をＮＥＤＯと協議していただきます。

②１年以上遅れる場合：

　①を実施した後も締結されず、さらに６カ月遅れる場合は、リスク管理シートを事業者が総点検し、実証研究を実施することの是非をＮＥＤＯと協議の上、再度、事業化評価を行います。

# ４．実証サイト等との合意文書の締結

事業化評価の結果、実証研究へ移行することが決定した場合、実証サイト等とのＰＡが締結されるまでの時期（図２の「１回目延長後交付決定期間」を参照）までに実施する事項（注）についての助成金を申請してください。申請は、課題設定型産業技術開発費助成事業計画変更承認申請書（様式第７）を用いてください。

注：主に機器・システムの設計やＰＡ協議のための費用（労務費及びその他費用含む）であり、機器の製造に係る費用（外注含む）は認められません。

なお、ＰＡはＮＥＤＯと相手国の政府機関等との間で締結するＭＯＵと補完関係にあるため、両者は同時期に締結することに留意してください。

また、事業化評価からＰＡ（及びＭＯＵ）が締結されるまでの期間は、可能な限り短期間であることが望ましく、長期に亘る場合は、再度、事業化評価を行う場合があります。（２．事業化評価の重要！を参照）。

原則１年以内、半年延長可

図２：国際実証事業（助成）進め方のイメージ

NEDO

助成先

事業化評価

交付決定

承認

MOU／PA※

締結

変更

申請

承認

実証

当初交付決定期間

（事業化評価実施時期まで）

実証前

調査

交付

申請

１回目延長後交付決定期間（合意文書/契約書締結まで）

承認

ステージゲート

審査

実証要件適合性等

調査

フォローアップ

変更

申請

変更

申請

事後評価

追跡調査

２回目延長後交付決定期間（実証研究の完了まで）

３回目延長後交付決定期間（フォローアップの完了まで）

※NEDOと相手国との合意文書を仮にMOU（Memorandum of Understanding）、

助成先と実施サイト等との契約文書を仮にPA（Project Agreement）という。

# ５．実証研究

　実証サイト等とのＰＡが締結されたら（或いは締結される見込みが立ったら）、実証研究が完了する時期（図３の「２回目延長後交付決定期間」を参照）までに実施する事項（注）についての助成金を申請してください。申請は、課題設定型産業技術開発費助成事業計画変更承認申請書（様式第７）を用いてください。その際、変更承認申請書の「計画変更の理由」には、ＭＯＵとＰＡが締結されたこと（締結される見込みであること）を記載していただきます。ＮＥＤＯは内容を精査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、ＭＯＵとＰＡの締結後に交付決定します。また、交付決定後、最初に機器の調達・製作に取り掛かる前に、事業中止につながりかねないリスクとその対応状況について確認を行い、機器の調達・製作の着手についてＮＥＤＯの了解を得ることが必要です。なお、２０２０年２月現在、本事業の基本計画の有効期間は２０２０年度までであり、２０２１年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

原則１年以内、半年延長可

図３：国際実証事業（助成）進め方のイメージ

NEDO

助成先

事業化評価

交付決定

承認

MOU／PA※

締結

変更

申請

承認

実証

当初交付決定期間

（事業化評価実施時期まで）

実証前

調査

交付

申請

１回目延長後交付決定期間（合意文書/契約書締結まで）

承認

ステージゲート

審査

実証要件適合性等

調査

フォローアップ

変更

申請

変更

申請

事後評価

追跡調査

２回目延長後交付決定期間（実証研究の完了まで）

３回目延長後交付決定期間（フォローアップの完了まで）

※NEDOと相手国との合意文書を仮にMOU（Memorandum of Understanding）、

助成先と実施サイト等との契約文書を仮にPA（Project Agreement）という。

# ６．フォローアップ

実証成果の普及活動をＮＥＤＯが支援する必要がある、かつ有効と認められた場合には、見学会・展示会・セミナー等の開催・参加、人材育成のための普及候補先や政府関係者の招聘、人材育成のための実証サイトへの専門家派遣、普及候補先や政府関係者へのコンサルティング、普及候補先での基礎データの取得、規制・ガイドラインとの作成に関する事項について、フォローアップを実施することがあります。フォローアップが完了する時期（図４の「３回目延長後交付決定期間」を参照）までに実施する事項についての助成金を申請してください。申請は、課題設定型産業技術開発費助成事業計画変更承認申請書（様式第７）を用いてください。なお、２０２０年２月現在、本事業の基本計画の有効期間は２０２０年度までであり、２０２１年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

原則１年以内、半年延長可

図４：国際実証事業（助成）進め方のイメージ

NEDO

助成先

事業化評価

交付決定

承認

MOU／PA※

締結

変更

申請

承認

実証

当初交付決定期間

（事業化評価実施時期まで）

実証前

調査

交付

申請

１回目延長後交付決定期間（合意文書/契約書締結まで）

承認

ステージゲート

審査

実証要件適合性等

調査

フォローアップ

変更

申請

変更

申請

事後評価

追跡調査

２回目延長後交付決定期間（実証研究の完了まで）

３回目延長後交付決定期間（フォローアップの完了まで）

※NEDOと相手国との合意文書を仮にMOU（Memorandum of Understanding）、

助成先と実施サイト等との契約文書を仮にPA（Project Agreement）という。

７．報告書

課題設定型産業技術開発費助成事業交付規程で規定されている実施状況報告書及び実績報告書をＮＥＤＯに提出していただきます。

８．成果報告

実証研究の交付期間中あるいは交付期間終了後に、ＮＥＤＯが開催する委員会や報告会、関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがあります。

９．事後評価及び追跡調査

ＮＥＤＯは、「エネルギーの消費効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」の基本計画及び実施方針で規定する実証研究の実施期間の終了後に、事後評価及び事業化の状況等の調査（追跡調査）を実施し、助成事業者は関連する資料の作成や委員会への出席、調査への回答などにつきＮＥＤＯに協力していただきます。ただし、事後評価については、ＮＥＤＯが認めた場合は、実証研究の実施期間の終了年度に行いますが、これらに必要な費用は、助成事業者にて負担していただきます。

以上

別紙１

日本側と相手国側の役割分担について

助成事業者は、日本側と相手国側が共同で進める下記のような各実証業務について、実証事業後に実施するビジネスの形態に則して、それぞれの業務分担を取り決めること。

ⅰ．詳細調査・設計

ⅱ．輸送・製作・据付

ⅲ．土建工事

ⅳ．試運転

ⅴ．実証運転・普及啓発

　　　　ⅵ．その他

単なる輸送や土木工事など、実証研究要素が少ない部分は助成の対象とならない場合がある。また、相手国所掌部分も含め、事業期間中の不測の事故及び機器・設備の故障等のリスクへの対策を、相手国側実施者と協力して実施すること。但し、実証機器・設備への付保費用は助成の対象とはならないことに留意。

別紙２

ステージゲート審査／事業化評価／フォローアップ審査において重視するポイント（審査基準）（予定）

　ステージゲート審査／事業化評価において、外部有識者で構成される委員会と、ＮＥＤＯ内の契約・助成審査委員会の二段階で審査を行います。外部有識者による審査の基準は以下を予定していますが、今後変更の可能性があります。ステージゲート審査／事業化評価前に改めて審査基準を提示します。

ステージゲート審査／事業化評価において重視するポイント（審査基準）予定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 重視するポイント |
| 要件審査 | 実証研究の実施国・地域 | | ・実証研究の実施地域が、外務省海外安全情報において、危険情報レベル２以上の地域を含まないこと（複数地域で実証研究を行う場合は、主要な実証研究の実施地域が危険情報レベル２以上の地域を含まないこと）。 |
| 実証技術の主目的 | | ・ 顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるものであり、コアとなる技術が我が国のものであるもの。 |
| 実証研究後の目標 | | ・ 実証研究後、国内外市場での普及が期待できる技術であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。 |
| 明確な課題 | | ・実用化に向けた技術的課題が明確であること。または、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。  （既に実用化が進展しており、課題が明確でないものは対象外。） |
| 提案者の財務状況 | | ・実証の遂行及び実証後の普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有していること。 |
| 実証研究の内容 | 公的資金の必要性及び事業手法の適切性 | | ・当該事業は、民間企業のみでは実現が難しいものであるか、又は公共性が高いことにより公的資金による実施の必要性があるか。  ・当該事業の実施にあたり、他の手法（日本への招聘、技術者の派遣等）と比較して、対象国における実証という手法が適切であるか。 |
| 対象技術の妥当性 | | ・技術のスペックや効果、開発・販売状況等について具体的な説明ができているか。  ・提案技術は、導入を検討している国・地域のニーズや現状を踏まえたものであり、また競合技術・代替技術に対して市場競争力を持つ可能性が高いものか。  ・対象技術は、対象国・地域において、新規性があるか。  ・技術実証要素が明確かつ妥当か。 |
| 実証研究の成果目標の具体性及び妥当性 | | ・実証研究の実施によって達成を目指す技術的目標が設定され、その根拠は明確か。  ・その他の成果目標がある場合は、具体的に記載できているか。  ・設定された目標は、国内外の技術動向及び市場動向、対象国・地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえたものになっているか。 |
| 実証研究の全体計画の妥当性 | | ・想定している実証サイトは適切か。  ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。  ・当該事業の実施にあたり、実証に必要な最低限の構成要素（設備等）となっているか。  ・日本及び対象国・地域において、当該事業の実施に必要な体制（技術者、設備等含む）が確立されているか。  ・日本及び対象国・地域との間で、適切な役割分担及び費用分担が確保される見通しが立っているか。 |
| 実証研究を実施する上で必要な手続きの網羅性 | | ・実証研究を実施するうえで確認や取得が必要となってくる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて、具体的な記載があるか。 |
| 実証研究実施中のリスク管理 | | ・当該実証事業の実施に悪影響を与え得る不確実要素（リスク）を抽出し、具体的な対応策が検討されているか。 |
| 実証事業の普及可能性 | 事業  戦略 | 市場分析 | ・目指す市場が明確に定義されているか。（顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしているか。）  ・外部環境要因（政治、経済、社会、技術）も考慮した市場分析（規模、成長性、価格推移など）が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれるか。 |
| 競合分析 | ・対象国における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できているか。  ・競合分析結果を踏まえて、自社の戦略（ターゲット、マーケティング手法、標準化など）の検討がなされているか。 |
| 事業体制 | ・供給者から需要者までのバリューチェーンを踏まえた事業モデルを構築しているか。  ・いつまでに何をするのか（例：営業体制、人員増強、新製品導入計画など）という実行計画が明確になっているか。  ・関係機関（国・州政府など）との合意、認証取得などが必要となる場合、その取得の実行計画が明確になっているか。 |
| 成果普及時のリスク管理 | ・当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出しているか。  ・主要リスクに対し具体的な対策が検討されているか。 |
| 資金調達 | ・総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っているか。  ・行政などから補助金等が不可欠な場合は、その受領見込みが立っているか。 |
| 事業収益性 | 供給者  （収益性） | ・想定事業年度において明確な事業収益性（売上額、営業利益額）が確保されているか。  ・投資が必要な場合は、十分な回収見込みがあるか。投資が不要な場合は、十分な営業利益率が確保できる見込みか。 |
| 供給者  （営業利益） | ・実証事業におけるＮＥＤＯ負担額以上の利益が、供給者が想定する普及事業期間内で創出されているか。 |
| 需要者  （収益性） | ・需要者にとって十分な事業採算性（＝投資回収）が見込めるか。 |
| 波及効果 | 対象国・地域 | | 実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域において、  ・相手国においてどの程度のエネルギー消費量の抑制又は脱炭素化・エネルギー転換が期待できるか。  ・社会的・公共的な意義（インフラ整備、人材育成等）があるか。  ・新たな政策の形成に寄与するか。 |
| 日本 | | 実証研究を実施し、またその後普及することで、日本において、  ・エネルギー安全保障、海外での実証の知見を活かした日本のエネルギー消費量の抑制又は脱炭素化・エネルギー転換、海外との協力を通じた安定的な資源確保等の、日本のエネルギー政策への貢献が期待できるか。  ・産業競争力や技術力の向上につながるといえるか。  ・社会的・公共的な意義（相手国との協力関係構築、人材育成等）があるか。 |

フォローアップ審査の審査基準は以下を予定していますが、今後変更の可能性があります。変更の場合は、フォローアップ審査前に改めて審査基準を提示します。

フォローアップ審査において重視するポイント（審査基準）予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 重視するポイント |
| 要件審査 | フォローアップの目的 | ・公募要領で提示するフォローアップの目的に合致しているか。 |
| フォローアップの実施国・地域 | ・フォローアップの実施地域が、外務省海外安全情報において、危険情報レベル２以上の地域を含まないか（複数地域でフォローアップを行う場合は、実施地域が危険情報レベル２以上の地域を含まないか）。 |
| 明確な課題、実証技術の主目的、資産の継続的な活用、実証研究後の目標 | ・４項目※につき、事業化評価（実証研究への移行が決まった）時点から変更がないか。  ※  ① 明確な課題（実用化に向けた技術的課題が明確であること。または、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。）  ② 実証技術の主目的（顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるもの。）  ③ 資産の継続的な活用（実証終了後に実証資産の継続的な活用が見込まれること。）  ④ 実証研究後の目標（実証研究後、海外市場での普及が期待できる技術であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。） |
| 提案者の財務状況 | ・フォローアップの遂行及び実証後の事業者独自の（本フォローアップではない）普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有しているか。 |
| 実証研究の成果目標の達成 | ・実証研究で設定した技術的目標（その他の目標があればそれも）が達成されたか。 |
| フォローアップの内容 | 国・地域の妥当性 | ・対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、フォローアップ後に大幅な普及が見込まれるか。または、日本にはない市場環境が存在するなど、その国でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。 ・日本で普及していない技術である場合には、対象国・地域で普及すると考える理由が明確に示され、その国・地域でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。 |
| NEDOが資金を投じることで得られる効果 | ・ NEDOが資金を投じることによって大きな効果が期待できるか。 |
| フォローアップの全体計画の妥当性 | ・想定している実施場所は適切か。 ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・当該事業の実施にあたり、効率的な実施内容となっているか。 ・日本及び対象国・地域において、当該事業の実施に必要な体制（技術者、設備等含む）が記載されているか。 |
| フォローアップの成果目標の具体性及び妥当性 | ・フォローアップの実施によって達成を目指す目標が適切に設定され、その根拠は明確か。  ・その他の成果目標がある場合は、具体的に記載できているか。 |
| フォローアップを実施する上で必要な手続の網羅性 | ・フォローアップを実施するうえで必要な各種手続きについて、確認できているか。 |
| フォローアップ実施中のリスク管理の妥当性 | ・実証研究の終了時点までのリスクマネジメント管理シートが適切に更新され、かつ、起こりやすさと影響の大きさについての記載がNEDOとして許容できる範囲となっているか。 |
| 事業の普及可能性 | 市場 | ・ターゲットとする市場は、明確に定義されているか。  ・ターゲットとする市場は、一定の規模があるか。  ・ターゲットとする市場は、将来的な成長が見込めるか。 |
| 競争力 | ・ターゲットとする市場において、実証機器・システムには品質・性能（技術）面の競争力があるか。 ・ターゲットとする市場において、実証機器・システムには価格競争力があるか。 ・ターゲットとする市場において、実証機器・システムは、競合する技術、機器・システム、企業との競争に競い勝てるか。 |
| ビジネスモデル・事業体制 | ・ターゲットとする顧客層や顧客は、特定されているか。実証機器・システムの営業戦略は、明確か。販路ほか販売方法は、明確か。 ・ビジネスモデル・事業体制は、サプライチェーンにおけるステークホルダー（現地パートナーを含む）とともに、計画・構築されているか。 |
| 事業計画・リスクマネジメント | ・実証機器・システムのターゲット市場における事業計画は、全社の経営戦略と整合的に位置づけられているか。 ・ターゲットとする市場のビジネス環境（政治・政策・制度・経済・金融・社会・インフラ・環境・エネルギー・技術）で、顕在化の蓋然性を含め、事業の収益・採算に影響を及ぼすリスクを特定しているか。主要リスクへの対応策を検討しているか。 |
| 収支計画 | ・想定事業年10年間とした場合、期間中、売上と営業利益を見込むことができるか。営業利益見込みはNEDO助成金額を上回っているか。 ・収支計画において、売上と営業利益の前提条件・根拠は、妥当か。 |
| 波及効果 | ・普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及効果が期待できるか。 |